

**「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会スポンサー獲得業務
受託候補者選定に係る募集要項**

1 委託業務の名称

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会スポンサー獲得業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

契約については、単年度契約（契約締結日から令和2年3月31日まで）とし、当該年度の委託業務の実施状況を踏まえ、翌年度以降の契約に係る協議を行う。次年度以降も同様とする。

3 契約金額

獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額含む）の一定割合を手数料として支払う。

4 委託内容

別添の仕様書のとおり

5 参加資格要件

次の（1）、（2）のいずれかに該当し、かつ（3）に該当する者としします。ただし、（2）に該当する者が受託事業者に決定した場合は、契約締結時に、京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとしします。

- (1) 京都市競争入札有資格名簿に登録されている者であること
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有し、かつ自己を証明する書類を提出する者
 - ア 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は企画提案代理人として使用する者でないこと
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること
 - エ 国税、地方税及びその他本市に対する債権等を滞納していないこと
 - オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと
- (3) 個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されていること

6 複数の法人等によるグループ提案について

複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、上記の要件を満たすこと。なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。

また複数の法人等によるグループで提案する場合、「ワールドマスターズゲームズ20

21 関西」京都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）はそのうちの代表者とのみ委託契約を締結します。提案書等については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合においては、制作業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任において行うこと。

7 参加申請

受託希望者は、プロポーザル参加申請書（様式1）を令和元年7月16日（火）午後5時必着で持参あるいはFAXにより11 提出先に提出してください。

8 企画提案に関する質問・回答

仕様に関する質問、回答はメールのみにて行い、回答は参加資格者全員に送信します。質問については、以下の項目を明記してください。

- ・ 件名は、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会スポンサー獲得業務に関する質問」とすること。
- ・ 質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。なお、他の受託希望者に関する質問には応じません。

(1) 質問受付締切り

令和元年7月18日（木）午後5時まで

(2) 提出先メールアドレス

11 提出先のとおり

9 企画提案の提出書類

別添の仕様書に基づいた業務について、次の書類を16部（うち、原本1部）を提出してください。

	書類名	備考
ア	会社の概要	次の項目が記載されているもの 法人の名称・代表者名、入札参加有資格者登録コード及び登録種目、主たる事務所の所在地、郵便番号、電話番号、担当者名、資本金又は出資金、従業員数、直前3年間の決算期の総売上額、営業内容等
イ	委託業務及び契約金額の提案書	別添の仕様書「3 委託内容」について、次のとおり一つの資料にまとめて提案すること（様式自由、A4用紙縦長横書き20枚以内） ・ 受託候補者が単独で獲得する目標金額 ・ 受託候補者が単独で獲得する最低保証金額 ・ 新規協賛の獲得計画 ・ 他の大規模大会における協賛金獲得実績 ・ 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」のセールスポイント（「ワールドマスターズゲームズ2021関西」への協賛が広報・CSR活動に寄与する点など）等

10 企画提案の提出

(1) 提出締切り

令和元年7月31日（水）午後5時まで

※持参の場合は各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 提出先

11 提出先のとおり

(3) 提出方法

持参により11 提出先に提出（事前に連絡をお願いします。）

11 提出先

「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」京都市実行委員会事務局

〈京都市文化市民局市民スポーツ振興室内 担当：横山，高橋（尚）〉

〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1

中信御池ビル8階

電話（075）366-0168 FAX（075）213-3303

電子メール：sports@city.kyoto.lg.jp

12 受託候補者の選定

受託希望者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会で審査のうえ、受託候補者を決定します。

なお、受託希望者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査のうえ、決定します。

(1) プレゼンテーション ※詳細は、別途通知します。

提出資料等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行っていただきます。

ア 日 時 令和元年8月上旬頃予定

イ 場 所 未定（京都市役所内会議室を予定）

ウ 時 間 説明 20分程度 質疑応答 20分程度

エ 方 法 説明に用いる資料は、事前に提出された企画書等とします。

オ 出席者 本受託事業の責任者を含めてください。

(2) 審査

実行委員会は、受託事業者の候補となる者（以下「受託候補者」という。）の選定のために審査委員会を組織し、受託希望者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査します。

審査は次の項目において各審査員が行い、各項目における各審査員の審査結果から算出する合計得点（100点満点）の平均点を審査結果とし、最も順位の高い提案者を受託候補者として選定します。ただし、平均点が6割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

評価項目	評価のポイント
協賛獲得 (70点)	新規協賛に関する獲得計画の実現性、協賛獲得に向けた独自提案、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」のセールスポイント(広報・CSRなど)、受託候補者が単独で獲得する目標金額及び最低保証金額は十分か。
業務実績 (30点)	業務を円滑に遂行する十分な実績があるか。
合計 (100点)	

※ 受託事業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、本市が書面により承認した場合は、その限りではありません。

- (2) 審査結果の通知
前述の審査後、速やかに受託希望者に対し、書面をもって選定結果を通知します。また、選定結果についての異議申立は受け付けません。
- (3) 審査後の問合せについて
通知を受けた者から問合せがあった場合は、次の各号に掲げる項目について回答します。
 - ア 当該受託希望者の評価点
 - イ 受託候補者名およびその他の受託希望者名
 - ウ 受託候補者の評価点及び提示金額
- (4) 選定結果の公表
受託候補者の選定後、受託希望者及び評価点等が分かる情報をホームページにて公表します。

1.3 契約に関する基本的事項

- (1) 審査後の手続き
受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。
ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の受託候補者と契約協議を行います。
また、受託候補者との協議の中で、提案内容・委託料を一部修正する場合があります。
なお、契約締結前に参加資格を満たしていた者がその資格を失った場合は、失格とします。
- (2) 著作権等について
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託事業者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとします。本事業に関する著作権その他の権利は、すべて実行委員会に帰属するものとします。
- (3) 相手方の特定の取り消し
次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがあります。
 - ア 応募者が「2 参加資格要件」の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

1.4 契約以降の主なスケジュール

令和元年8月中旬頃 受託候補者との協議、受託事業者の決定・契約

1 5 特記事項

(1) 再委託

受託事業者は本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先、その理由、管理体制及びその他実行委員会が指示する事項を記載した再委託申請書を提出し、実行委員会からの承認を得ること。また、再委託をする場合においても、その最終的な責任は受託事業者が負うこととする。

(2) 業務上知り得た情報の秘密保持

ア 受託事業者及び業務従事者等(本業務に直接、間接を問わず関わる全ての者)

は、本業務の実施過程で知り得た機密情報、実行委員会等が開示した情報、作成した情報及びその他業務上知り得た機密情報を、本業務の目的以外に使用、第三者(関係業界や団体を含む)に開示もしくは漏えいしてはならない。また、そのための必要な措置を講じること。これらのことは本契約終了後においても同様とする。

イ 受託事業者は業務従事者の雇用に際し、雇用契約書等に当該内容を盛り込み、十分な説明を行うこと。

(3) 緊急時の対応

受託事業者は、業務遂行中に自己の設備または運営体制に障害等が生じた場合、若しくはその発生が十分に予見され、業務遂行に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、相手方に対して速やかに状況を連絡し、その対応について協議するものとする。

1 6 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用(書類作成費、審査会参加交通費等)はすべて参加者負担とする。
- (2) 企画提案書作成のために実行委員会から提供した全ての資料は、実行委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用することはできません。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査に関する使用に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- (5) 参加申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合並びに資格基準を満たさないこととなった場合は、当該参加申請書及び企画提案書を無効とする。
- (6) 本業務にかかる協議は日本語で行い、資料等も日本語で記載すること。
- (7) 本業務における契約方法(支払い方法及び各年度成果品〔業務報告〕提出方法等含む)については、受託事業者が正式に決定次第、実行委員会と協議し決定するものとする。
- (8) 職務内容の事務処理手順や手法に関しては、業務を円滑に遂行する観点から、本仕様書に記載された事項を逸脱しない範囲内で、実行委員会と協議、調整を行い適切な対応を図ること。
- (10) 本業務の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は直ちに実行委員会に報告するとともに、受託事業者の責任及び費用負担において速やかに修復すること。
- (11) 業務遂行に当たっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。

- (12) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に関して疑義が生じた場合は、実行委員会と受託事業者が協議の上、業務の円滑な遂行に努める。
- (13) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。